

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年8月28日付けで行った公文書開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成26年7月15日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「①別紙1から4までの文書を受付けた文書受付簿及び別紙1～4までの文書に基づき作成された起案文書、廃棄手続きを行った書類。

②文書管理業務実施要領（平成14年7月10日文第266号）で定める第4データの登録等（2）受理文書登録で警察庁の通達が登録されたことが分かるもの。

③平成16年1月15日付け警察庁交通局長警察庁丙規発第1号、警察庁丙交指発第3号『きめ細かな駐車規制の実施について』の『第6』で定める報告を行った起案文書。

別紙

- 1 平成16年1月15日付け警察庁丙規発第1号『きめ細かな駐車規制の実施について』（以下『別紙文書1』という。）
- 2 平成17年5月30日付け警察庁丁交指発第88号『取締り活動ガイドラインの策定及び公表について』（以下『別紙文書2』という。）
- 3 平成18年3月8日付け警察庁丁交指発第26号、規発第21号『自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締り等について』（以下『別紙文書3』という。）

4 平成18年11月29日付け警察庁丁規発第76号『駐車場法の一部改正に伴う交通警察の対応について』（以下『別紙文書4』という。）」

- (2) 審査請求人は、平成26年8月14日付けで、本件開示請求の②のうち、平成16年から平成18年の交通部分以外を取り下げた。
- (3) 実施機関は、本件開示請求の②に係る文書として「開示請求に係る受理文書登録の受付所属、受理日、件名、保存期限、受付番号、発出者及び添付文書の有無」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成26年8月28日付けで公文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年10月7日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年11月5日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成26年12月10日に審査請求人から意見書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成26年12月19日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、平成27年1月27日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

開示された本件対象文書は虚偽の公文書か、又は埼玉県警察本部内では埼玉県警察文書管理規程（平成14年7月10日付け警察本部訓令第25号。以下「文書管理規程」という。）等に基づき処理が行われていないと判断されることから、これら当事者の責任追及を行うため、この審査請求を行う。

#### (2) 審査請求の理由

開示された本件対象文書には、警察庁からの通達等は年間25件程度でそのほとんどが運転免許課だけであり、私がインターネットで検索を行い入手した警察庁からの通達等の記載がないことから、本件対象文書は虚偽の公文書か、又は埼玉県警察本部内では文書管理規程等に基づき処理が行われていないと判断される。

私は、インターネットで検索される警察庁から送付された通知や通達等がどのように埼玉県警察本部内で処理されたかを知るために、文書管理規程等に基づき作成された公文書の開示を求めただけである。

しかし、埼玉県警察本部内では、文書管理規程や条例等の規定を無視した違法な文書作成やいい加減な文書管理等が日常的に行われているため、このような状況を隠ぺいするためにか、開示請求書に記載した公文書内容と開示通知書に記載される「開示する公文書の名称」を勝手に変更して、開示請求者に何の説明も行わず私をごまかそうとしている。

#### 4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 原処分について

本件開示請求の②（平成16年から平成18年の交通部分以外については取下げ）について、総合文書管理システムで受理文書登録されたデータから本件開示請求の対象となるものを検索して特定し、原処分を行ったものである。

##### (2) 本件対象文書について

ア 埼玉県警察情報管理システムによる文書管理業務実施要領（平成14年7月10日付け文第266号。以下「要領」という。）は、埼玉県警察情報管理システムによる文書管理業務の実務に関し必要な事項を定めているものである。そして、「第4 データの登録等」では、「1 文書管理機能」の「(2) 受理文書登録」において、「次に掲げる文書等及びその文書情報を登録するものとする。」として、「ア 作成文書登録において通信回線を使用して発送されたもの」、「イ 埼玉県警察以外の官公署、団体等の部外から送達されたもののうち、警察文書

管理規程第11条第2項（平成21年3月1日に改正。）又は公安委員会文書管理規程第6条の規定により受付番号を付すもの。この場合において、送達された文書等（電磁的記録（電子的方法、電磁的方法その他人の知覚によっては認識できない方法で作られた記録をいう。以下同じ。）を除く。）で、かつ、その内容が重要な次のものは、総務部文書課長に依頼し、電磁的記録に変換して登録するものとする。（ア）警察庁の通達、（イ）他機関との協議書、協定書等、（ウ）その他電磁的記録に変換し、保存しておく必要があると認められるもの」及び「ウ 前記ア以外の方法により部内から送達されたもののうち、重要なもの」と規定している。なお、要領では、文書管理機能とは、「次に掲げる機能を総称したものをいう。」として、「ア 職員が作成した文書等又は文書情報を登録し、及びこれらのものを通信回線を使用して発送するもの（以下「作成文書登録」という。）」、「イ 職員が取得した文書等又は文書情報を登録するもの（以下「受理文書登録」という。）」及び「ウ 前記ア及びイの機能により登録された文書等及び文書情報を検索するもの」と規定している。

イ 本件開示請求を受けて、総合文書管理システムで受理文書登録されたデータについて、受付所属が交通部であること、受理日が平成16年から平成18年までであること、発出者に警察庁という文字が含まれること及び文書種別が通達であることを条件として検索を行い、抽出されたデータについて、受付所属、受理日、件名、保存期限、受付番号、発出者及び添付文書の有無の項目を印字し、本件対象文書として特定したものである。

実施機関は、上記に記載した判断を経て原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件審査請求について

本件処分は、実施機関が本件開示請求の②に係る文書として「開示請求に係る受

理文書登録の受付所属、受理日、件名、保存期限、受付番号、発出者及び添付文書の有無」を本件対象文書として特定し、開示決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書は虚偽の公文書か又は実施機関は文書管理規程等に基づき処理を行っていないとして本件審査請求をしたものである。

そこで、当審査会では、文書管理規程を踏まえた上で、本件処分の妥当性について検討する。

## (2) 文書等の受付について

埼玉県警察における文書等の受付については、文書管理規程第11条第1項において「文書等は、第8条第3項の規定による文書等（第15条の規定により受信した電子文書を除く。）の收受、前2条の規定による文書等の配布又は次条第1号の規定による回付を受けた時に受け付けたものとする。ただし、次条の定めるところにより文書等を回付し、又は返付した場合は、この限りでない。」と規定している。

同条第2項においては「前項の規定により受け付けた文書等が埼玉県警察以外の官公署、団体等（以下『部外』という。）から送達されたもの（以下『部外受理文書等』という。）であるときは、その内容が軽易又は定型的なものを除き、次の各号に定める要領により処理するものとする。」として受付処理の要領を定め、同項第1号において「部外受理文書等には、暦年ごとに第1号から始まる一連の受付番号（以下『受付番号』という。）を付し、文書受付簿（別記様式第1号）に記載する。」として、文書受付簿について規定している。

また、文書管理規程第16条では、「文書受付簿及び親展文書受付簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製することができる。」と規定している。この規定に基づき、埼玉県警察では受理した文書情報を登録し管理する総合文書管理システムを運用しており、要領において実施に関し必要な事項を定めている。

要領の「第4 データの登録等」では、「1 文書管理機能」の「(2) 受理文書登録」において、「次に掲げる文書等及びその文書情報を登録するものとする。」

として、「ア 作成文書登録において通信回線を使用して発送されたもの」、「イ 埼玉県警察以外の官公署、団体等の部外から送達されたもののうち、警察文書管理規程第11条第2項又は公安委員会文書管理規程第6条の規定により受付番号を付すもの。」及び「ウ 前記ア以外の方法により部内から送達されたもののうち、重要なもの」と規定している。

(3) 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁の説明によると、本件対象文書の特定の経緯は次のとおりである。

本件開示請求を受けて、総合文書管理システムで受理文書登録されたデータについて、受付所属が交通部であること、受理日が平成16年から平成18年までであること、発出者に警察庁という文字が含まれること及び文書種別が通達であることを条件として検索を行い、抽出されたデータについて、受付所属、受理日、件名、保存期限、受付番号、発出者及び添付文書の有無の項目を印字し、本件対象文書として特定したとのことであった。

本件開示請求の②は、要領「第4 データの登録等」の「1 文書管理機能」の「(2) 受理文書登録」で規定されている総合文書管理システムにおいて平成16年から平成18年にかけて交通部が受理した警察庁の通達が登録されたことが分かるものを請求したものであり、諮問庁は総合文書管理システムにおいて受理文書登録されたデータから受付所属が交通部であり、受理日が平成16年から平成18年、発出者に警察庁という文字が含まれ、文書種別が通達であることを条件として検索を行い、抽出されたデータから受付所属、受理日、件名、保存期限、受付番号、発出者及び添付文書の有無の項目を印字して、本件対象文書として特定したというのであるから、データの抽出方法及びこれを印字して本件対象文書とした作成方法に誤りは認められず、本件対象文書は警察庁からの通達が登録されたことが分かる文書であると認められる。

なお、答申第208号「5 審査会の判断」(3)及び(4)のとおり、実施機関の受理文書登録については、要領「第4 データの登録等」の「1 文書管理機

能」の「(2) 受理文書登録」の事務を懈怠していたものがあるが、このことによっても上記判断は左右されない。

また、本件対象文書が虚偽の公文書であると疑われる事情は認められない。

よって、本件対象文書を特定した実施機関の判断は妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年11月5日	諮問を受ける(諮問第266号)
平成26年11月5日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年11月21日	審議(第二部会第101回審査会)
平成26年12月10日	審査請求人から意見書を受理
平成26年12月19日	諮問庁から意見聴取及び審議(第二部会第102回審査会)
平成27年1月27日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議(第二部会第103回審査会)
平成27年2月19日	審議(第二部会第104回審査会)
平成27年3月13日	審議(第二部会第105回審査会)
平成27年4月17日	審議(第二部会第106回審査会)
平成27年7月17日	審議(第二部会第109回審査会)
平成27年9月4日	審議(第二部会第110回審査会)

平成27年11月12日	答申
-------------	----